

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和3年度）

住 所 島根県松江市平成町1751-21

事業者名 松江市交通局  
 代表者名 交通事業管理者 交通局長 須山敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを4台導入する。(2019年度～)	計画通り実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援	車いす利用者等の障がいのある方に対して、運転士による乗降支援等を行う。また、聴覚に障がいのある方に対しては、筆談具を常備するとともに、全車両の車内にステッカー「筆談によりご案内いたします」を掲示し、円滑に乗降できるよう支援を行う。(2021年度)	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす利用者の乗降介助及び乗車方法の周知	車いす等をご利用のお客様が乗降する際には、必要に応じて運転士によるサポートを実施する。また、車いす利用者の乗車方法について、ホームページに掲載する。(2021年度)	・運転士によるサポートは積極的に行った。 ・乗車方法について、HPに未掲載。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスを運行する路線	ノンステップバスの運行時間について、ウェブサイト（バスロケーションシステム）で把握し、問合せに対して対応できるようにする。(2021年度)	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	車いすの固定方法等の研修について、日本バス協会が作成した「バス車内における車いすの固定について（動画）」を活用し、全乗務員に対して研修を行う。(2021年度)	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲示及び車内放送の活用	真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等で広報啓発活動を行う。 (2021年度)	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取り組みの改善に活用した。  
・比較的乗降人数の多いバス停に、ベンチを設置し、利用者の利便性向上を図った。

(3) 報告書の公表方法

松江市交通局ホームページに掲載

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和4年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	
前年度車 両数	56	40	40	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16	4	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	4	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	2	0
年度末車 両数	56	44	44	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	2	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	—
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。